

関市インターンシップに関する覚書

関市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、乙の学生をインターンシップ実習生として甲に受け入れるに当たり、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙「インターンシップ実習生受入条件確認書」に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名、受入期間、受入部署及びその他受入条件は、別紙「インターンシップ実習生受入条件確認書」のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生として身分を有する。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、報酬、給料、手当、実習の実施に伴う交通費、食費その他一切の費用を支給しない。

（実習生の個人情報の取扱い）

第5条 甲は、実習に際し知り得た実習生の個人情報については、個人情報保護法に従い、本研修の遂行以外に使用することなく、実習終了後は適切な方法で保管・消去する。

（守秘義務）

第6条 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合は、事前に市に承認を得なければならない。

（職務に専念する義務）

第7条 実習生は、実習期間中、市民への対応、勤務態度などに細心の注意を払い、受入部署の指導担当者の指示に従い、職務に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第8条 実習生は、甲の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならない。

（実習中の事故等）

第9条 乙又は実習生は、実習に先立ち、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険（以下、「学生保険等」という。）に加入しなければならない。

2 実習生が、通勤途中や実習中の事故等により負った傷害や、実習期間中に故意又は重大過失によって甲又は第三者に対して与えた損害は、実習生が責任を負うものとし、実習生が加入する学生保険等により補償する。

3 甲は、実習生が、通勤途中や実習中の事故等により負った傷害や、実習期間中に故意又は重大過失によって第三者に対して与えた損害については、一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、第6条から第9条までの規定を遵守するため、甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の打ち切り)

第11条 甲は、実習生が第6条から第9条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(その他)

第12条 本覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙が協議の上決定する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印